

●香川県告示第1号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和5年1月6日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- 2 実施する区域
県内全域の家きん飼養施設であって、家畜防疫員が必要と認める施設
- 3 実施の期日
令和5年1月10日から同年2月28日まで
- 4 消毒方法の実施方法
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布